

土地区画整理法第 7 6 条許可申請 <所沢市>

1 区画整理地内での建築行為等は、許可が必要です。

土地区画整理事業の施行地区内で、換地処分公告の日までに以下の行為を行う場合は、土地区画整理法第 7 6 条第 1 項の規定により、市長の許可が必要です。

許可が必要な行為

- ☐ 建築物、その他の工作物の新築、改築、増築
- ☐ 土地の形質の変更
- ☐ 移転の容易でない（5 トンを超える）物件の設置
若しくは堆積



次の行為も対象となります。

- ・ブロック塀やカーポートの設置
 - ・道路（位置指定道路・開発道路）の造成
 - ・駐車場の舗装
 - ・看板の設置
- 等

2 申請の流れ

STEP1 事前相談

事前に各施行者（裏面参照）に建築行為等の内容について、御相談ください。

STEP2 許可申請書等の作成

各施行者に御相談の上、許可申請書等の必要書類（裏面参照）を御用意ください。

STEP3 許可申請書等の提出

各施行者に許可申請書等を御提出ください。

施行者

提出書類を確認の上、申請行為が事業に支障がないかを判断し、意見書を添えて、許可権者（所沢市）へ許可申請書等を提出します。

許可権者

許可申請書等と意見書をもとに申請内容を審査の上、申請行為を許可するか否か、条件付き許可とするかを判断し、許可通知書等を発行して、施行者にお渡しします。

STEP4 許可通知書等の受取り

各施行者から、許可について連絡があります。

連絡がありましたら、各施行者から許可通知書等を受け取ってください。

⚠ 御注意

- ・工事着手予定日を考慮して、申請はお早めをお願いします。
- ・書類提出後の事務処理には、施行者と許可権者で合わせて、1 4 日程度を要します。
（※行政手続法に基づく標準処理期間は、許可権者に到達してからの 7 日間です。）
この期間には、提出書類の訂正・差替えにかかった期間や、休日（土曜・日曜・祝日・年末年始）は算入しないものとします。

裏面に続きます。

3 提出が必要な書類

許可申請に必要な書類は以下のとおりです。

1 許可に必要な書類

No.	書類名	提出部数		備考
		原本	写し（※）	
①	許可申請書	各 1 部	各 2 部	※写しへの押印は不要です。
②	事業現況重ね図			
③	配置図			
④	委任状（代理申請の場合のみ）			

2 施行者（区画整理事務所）の確認が必要な書類

申請行為が土地区画整理事業の施行の障害となるかを判断するために施行者が提出を求める書類は、施行者ごとに異なりますので、お手数ですが、各区画整理事務所にお問い合わせください。提出部数は3部です。

4 施行者（区画整理事務所）

市施行 ◇受付時間：平日 8:30 ～ 17:15

狭山ヶ丘土地区画整理事業

狭山ヶ丘区画整理事務所

☎ 04-2925-9641

🏠 所沢市東狭山ヶ丘三丁目 2853 番地

組合施行 ◇受付時間：平日 8:30 ～ 17:15（※下安松東土地区画整理組合は、平日 9:00 ～ 17:00）

北秋津・上安松土地区画整理事業

所沢市北秋津・上安松土地区画整理組合事務所

☎ 04-2946-8566

🏠 所沢市北秋津 418 番地の 5

下安松東土地区画整理事業

下安松東土地区画整理組合事務所

☎ 04-2937-7802

🏠 所沢市大字下安松 922 番地の 5

三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業

三ヶ島工業団地周辺土地区画整理組合事務所

☎ 04-2941-2057

🏠 所沢市林一丁目 299 番地の 10（株）キノシタ 2 階

5 許可権者（所沢市）

76条許可担当課

街づくり計画部 土地利用推進課

☎ 04-2998-9208

🏠 所沢市並木一丁目 1 番地の 1

6 ホームページ

76条許可申請に必要な様式等は、所沢市のホームページからダウンロードできます。右の QR コードを読み込むか、所沢市のホームページで「76条」と検索してください。

